

平成十二年四月にスタートした介護保険制度は、わが国の社会保障制度のなかで、その存在感を示してきましたが、一方、数多くの問題点も指摘されています。五年経過後の制度見直しを迎えて、本年二月、厚生労働省は介護保険改正法案を上程し、現在、国会にて審議中です。

介護保険改正

法案の中心となるのが、予防重視型システムへの転換です。その創設根拠や予想効果について

疑問視する意見もありますが、平成十八年四月には施行されることとなります（表）。

(1) 新予防給付

要介護度の低い方の介護状態悪化防止のため、現行の要支援（予防給付）と要介護1の一部（介護給付）が新予防給付となり、要支援1と要支援2に分れます。

この枠組み変更のため、現行の予防給付に対して、新予防給付と

いう名称になっています。

サービスの内容は、既存サービスの見直しとともに新たなサービスが導入され、具体的には、筋力向上・栄養改善・口腔機能向上などがメニュー化されます。

(2) 介護給付

現行の、要介護1の一部と要介護2～5が、そのまま要介護1、

5となります。

(3) 地域支援事業

新予防給付と介護給付は、要介護認定によって介護度が決定されますが、どちらにも認定されないが要支援・要介護になる恐れのある方に対して、今まで老人保健事業あるいは地域支え合い事業として行われてきたものが、新たに地

『介護予防』の考え方③

介護保険制度の改正

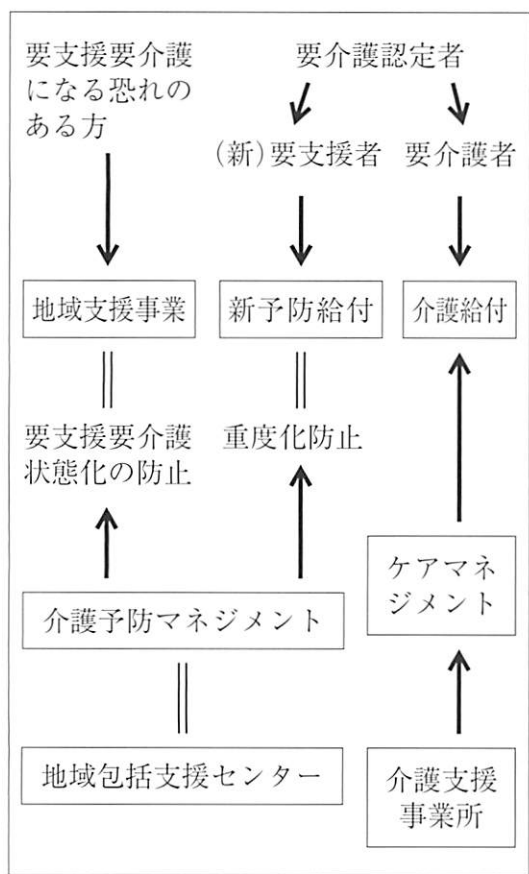


表 介護保険・介護予防の全体概要



写真 老人クラブにおける介護予防事業
(佐那河内村：健祥会ハイジ提供)

域支援事業として実施されます。

このなかの介護予防事業として、転倒骨折予防・栄養指導・口腔ケアが挙げられています（写真）。

(4) 地域包括支援センター

介護給付は、現行どおり介護支援事業所にてケアマネジメントが行われますが、新予防給付と地域支援事業は、地域包括支援センターにおいて介護予防マネジメントが展開されます。

徳島県歯科医師会

口腔ケア支援センター

担当理事 佐藤 修斎

(088) 631-3977